

議 案 第 171 号

指定管理者の指定について（大阪市立中央区東老人福祉センター及び
大阪市立中央区南老人福祉センター）

大阪市立中央区東老人福祉センター及び大阪市立中央区南老人福祉センターについて、次のとおり指定管理者を指定する。

1 指定管理者

大阪市中心部上本町西 2 丁目 5 番25号

社会福祉法人 大阪市中心部社会福祉協議会

2 指定の期間 平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

中央区東老人福祉センター及び中央区南老人福祉センターについて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 - 11 省 略